

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年9月10日 03時43分ごろ
発生場所	北海道根室市納沙布岬南方沖 納沙布岬灯台から真方位185° 21.7海里（M）付近 （概位 北緯43° 01.5′ 東経145° 46.6′）
事故の概要	漁船第一宝徳丸は、操業中、甲板員が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年9月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一宝徳丸、18トン HK2-23173（漁船登録番号）、個人所有 23.65m×3.99m×1.28m、軽合金 ディーゼル機関、655kW、平成13年6月 第200-34771号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年3月2日 免許証交付日 令和元年8月19日 （令和7年4月12日まで有効） 甲板員A 男性 19歳 操縦免許等 なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約17℃
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか3人が乗り組み、たら刺し網漁の目的で、令和2年9月10日01時35分ごろ北海道根室市齒舞漁港を出港し、同港南方沖の漁場に向かった。 本船は、漁場に至って03時26分ごろ2回の操業を終え、3回目の操業を開始することとし、船長が操舵室で操業の指揮をとり、甲板員A及び甲板員1人（以下「甲板員B」という）ほか2人の甲板員が後部甲板上にそれぞれ配置についた。

本船は、齒舞漁港南方沖の漁場に到着後、主機を微速力前進として南南西進を開始し、甲板員Aが作業用ライトに照らされた船尾部の開口（高さ約93cm、幅約315cmの長方形）付近の左舷側に、甲板員Bが甲板員Aの船首方左舷側に、他の2人の甲板員が漁具の船首方船体中央付近にそれぞれ立ち、03時37分ごろ船尾部の開口から漁具を海中に投入し始めた。（図1、2、3、4参照）

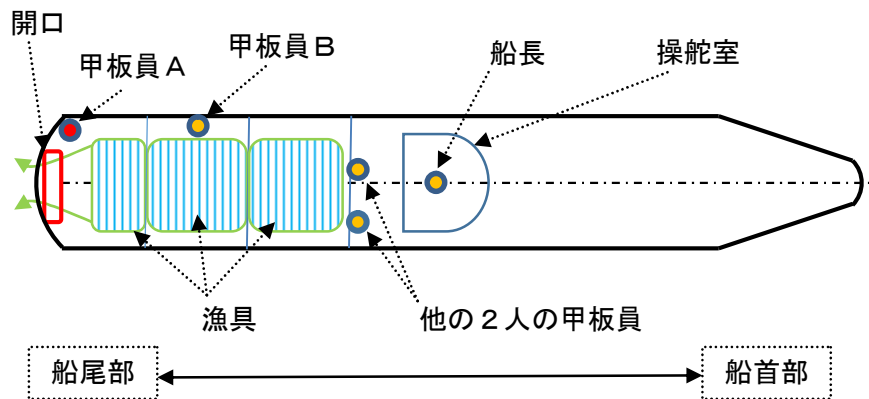


図1 本事故当時の乗組員の配置状況



図2 甲板員Aの配置状況（イメージ）

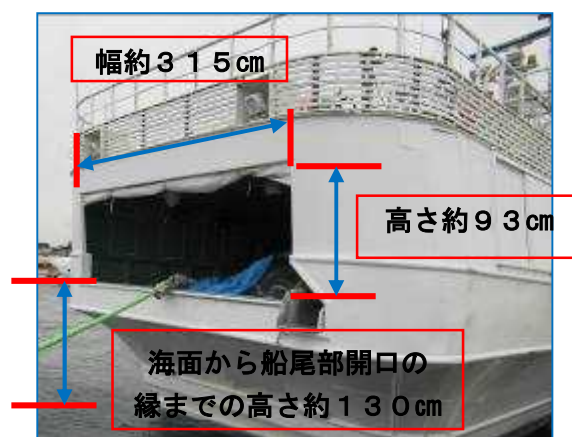


図3 船尾部の開口の状況

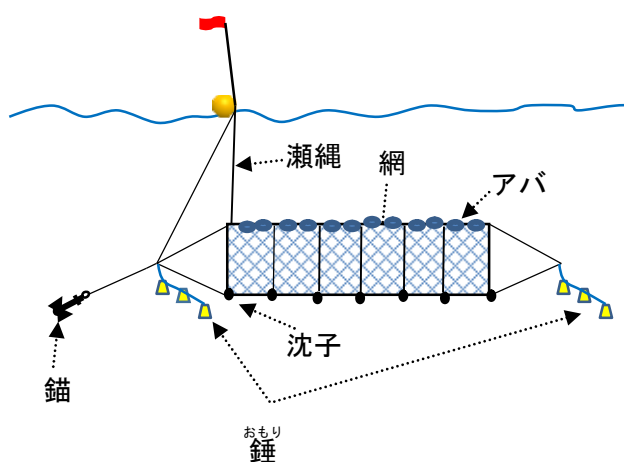


図4 たら刺し網漁の漁具の状況

甲板員Aは、長さ約1mの竹竿ざおを使用して船尾部の開口から海中に繰り出される直前の漁具を広げる作業に当たり、甲板員B及び2人の甲板員は後部甲板から海中に繰り出される漁具の状態を監視する作業に当たっていた。

甲板員Bは、03時43分ごろ船尾部の開口から海中に落下する甲板員Aの帽子を目撃し、すぐに確認したところ、甲板上に甲板員Aの姿がなく、甲板員Aが落水したことに気付き、「甲板員Aが海に落ちた。後進」と叫んで救命浮環を取りに行った。

船長は、甲板員B及び2人の甲板員の「甲板員Aが海に落ちた」という叫び声を聞き、すぐに主機を後進とした。

甲板員Bは、救命浮環を持って船尾部の開口付近に戻ったとき、甲板員Aの姿は見えなかった。

2人の甲板員は、海面に浮いていた漁具の一部分を掴つかんで漁具を引き揚げようとしていたものの、引き揚げることができなかった。

船長は、船尾部の開口付近に来て、漁具を引き揚げようとしている

	<p>2人の甲板員を認め、漁具の重量に負けて2人の甲板員が海中に落水することを危惧し、動作を中断させた後、漁具を切断させた。</p> <p>船長は、サーチライトを海面に照射して甲板員Aの捜索を開始するとともに、漁業無線を使って付近で操業していた僚船及び漁業無線局に本事故の発生を連絡した。</p> <p>甲板員Aは、来援した僚船が揚網機を使用して本船の漁具を巻き揚げたところ、04時00分ごろ漁網に仰向けで載った状態で発見され、同僚船上に揚収された。</p> <p>所属漁業協同組合担当者は、僚船から本事故が発生した旨の連絡を受け、04時20分ごろ海上保安庁に通報し、市内の病院に救急車を要請した。</p> <p>甲板員Aは、僚船の乗組員から心肺蘇生を受けながら搬送され、05時30分ごろ歯舞漁港で待機していた救急車に引き継がれて病院に搬送されたものの、死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船のたらし網漁の漁具は、本事故当時、網の長さ約2.3km、瀬縄の直径約15mm、錨の重さ約22.7kg、3個ある錘の1個の重さ約30kgであった。</p> <p>甲板員Aは、僚船に救助されたとき、漁具が身体に絡まった様子ではなかった。</p> <p>甲板員Aは、泳ぎが苦手であった。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、カップの上下、ゴム長靴を着用していた。</p> <p>甲板員Aは、船長から救命胴衣を着用するように指示されていたが、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、体調不良等を訴えていなかった。</p> <p>船長は、甲板員Aが、船尾部の開口付近で海中に繰り出される漁具を広げる作業を行っていた際、体勢を崩すなどして落水したのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aは、溺死した。</p> <p>甲板員Aは、本船が納沙布岬南方沖の漁場において操業中、船尾部の開口付近で海中に繰り出される漁具を広げる作業を行っていた際、海中に落水して溺死したものと推定される。</p> <p>甲板員Aは、船尾部の開口付近で海中に繰り出される漁具を広げる作業を行っていた際、体勢を崩すなどして落水した可能性があるものと考えられるが、甲板員Aが本事故で死亡しており、また、落水時の</p>

	目撃者もおらず、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が納沙布岬南方沖の漁場において操業中、甲板員 A が、船尾部の開口付近で海中に繰り出される漁具を広げる作業を行っていた際、海中に落水して溺水したことにより発生したものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中の作業者は、開口部付近で作業を行う場合には命綱を使用するなどして落水防止処置をとること。 ・ 乗組員は、甲板上では、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

